

新保々工業用地土地活用事業に係る公募型プロポーザル  
募集要項

四日市市

# 目 次

1 募集の趣旨 .....	1
2 事業名称 .....	1
3 募集手続きのスケジュール .....	1
4 事業対象区域の概要等 .....	2
5 事業実施の条件 .....	2
(1) 募集する事業 .....	2
(2) 最低売買単価 .....	2
(3) 契約上の条件 .....	2
6 参加資格等 .....	5
(1) 応募者の資格 .....	5
(2) 共同での応募 .....	5
(3) 応募に際しての注意事項 .....	6
7 提案の手続き .....	6
(1) 募集要項の配布 .....	6
(2) 現地確認 .....	6
(3) 参加表明書の受付 .....	6
(4) 質問書の受付・回答 .....	6
(5) 企画提案書の作成・提出 .....	7
(6) 提案書類の提出 .....	7
(7) 辞退 .....	7
(8) 閲覧資料 .....	7
8 企画提案書の審査 .....	8
(1) 審査体制 .....	8
(2) 審査方法 .....	8
(3) 選定結果の通知及び公表 .....	8
9 受付窓口 .....	8
表1 提出書類 .....	9
表2 プロポーザル評価基準 .....	10
別紙1 土地の表示 .....	11
別紙2 新保々工業用地の事業化への協力に関する覚書 .....	13
位置図 .....	14

## 1 募集の趣旨

四日市市では、新たな産業需要に対応する生産拠点として、里山の保全に配慮した新保々工業用地の有効活用を進めるとしています。

新保々工業用地は、東海環状自動車道の東員 IC、新名神高速道路の新四日市 JCT、菰野 IC に近接する良好な交通環境を有しています。このような特性を活かして、新保々工業用地の土地活用を進めるため、土地利用基本方針を作成しました。

土地利用基本方針の早期実現に向けて、民間事業者との連携により生産拠点整備、企業進出の加速化を図ることを目的として、四日市市と協力して新保々工業用地の土地活用事業を実施する事業協力者を決定するため、公募型プロポーザルを実施し、最も優れた企画提案をした民間事業者を「優先交渉権者」として選定します。

## 2 事業名称

新保々工業用地土地活用事業

## 3 募集手続きのスケジュール

本募集要項の公表から優先交渉権者の決定通知、土地売買契約締結までのスケジュールは、次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

スケジュール	予定時期
募集要項の公表	令和6年7月10日（水）～
現地確認期間	令和6年7月10日（水）～令和7年1月10日（金）
参加表明書の受付	令和6年7月10日（水）～令和6年12月20日（金）
質問書の受付	令和6年7月10日（水）～令和6年12月13日（金）
質問書の回答	令和6年12月20日（金）まで随時回答
閲覧期間	令和6年7月10日（水）～令和6年12月13日（金）
提出書類の受付期間	令和6年7月10日（水）～令和7年1月10日（金）
審査委員会	令和7年2月上旬（予定）
優先交渉権者の決定通知	令和7年3月（予定）
土地売買仮契約締結	令和7年6月（予定）
覚書締結（売買額の決定）	令和8年3月（予定）
議会承認	令和8年6月（予定）
土地売買契約締結	令和8年7月（予定）

※土地売買仮契約締結後、境界測量等のスケジュールにより変更になる可能性がある。

## 4 事業対象区域の概要等

新保々工業用地土地活用事業の事業対象区域は、別紙1に示すとおりです。

別紙1に示す事業予定地の区域が本事業の対象区域となります。対象区域内の田、畑は第二種農地に該当します。事業対象区域は、一部分筆が必要な土地や未買収地を含んでいますが、これらの分筆、土地取得、及び農地転用は提案者が実施するとします。

事業予定地の面積 約13ha

## 5 事業実施の条件

本事業の実施にあたっては、次の事項を条件とします。

### (1) 募集する事業

新保々工業用地を活用し、新たな産業需要に対応する自然環境豊かな生産拠点として、里山の保全に配慮した新保々工業用地を整備、企業進出を行う事業です。

ただし、次のような提案は対象としません。

- ① 市に費用負担が発生する提案
- ② 提案者以外が実施主体となることを前提とした提案（ただし、共同による提案を除く。）
- ③ 開発及び建築に関する法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）を遵守していない提案

### (2) 最低売買単価

未買収地を除く土地の売買は、現状の土地状況で売買します。

最低売買単価は、次のとおりです。最低売買単価を下回る単価を提示した場合は、失格とします。なお、面積及び売買価格は、土地売買仮契約締結後に事業者が用地測量、分筆を実施したのちに正式決定します。

面積	最低売買単価
約120,000㎡ (未買収地を除く)	2,250円/㎡ (参考売買価格：約270,000,000円)

### (3) 契約上の条件

提案者は、契約締結にあたり次の条件が必要となります。

#### ア 契約

本物件は、「四日市市契約施行規則」により契約を締結します。優先交渉権者決定後、土地売買仮契約を締結して提案者が用地測量、分筆を実施して、事業対象区域面積及び売買価格の決定のための覚書（売買額の決定）を締結します。以下の全てが成就した後、議会承認を経て土地売買契約の締結を予定します。

- ・「イ 事業に関する条件」における未買収地に関して、提案者と土地所有者との未買収地の交渉が成就したとき（全ての未買収地に対して交渉してもらいますが、提案者が提案する造成計画に必要となる未買収地の交渉が成就したときとします。）
- ・未買収地の交渉が成就した時点において、四日市市が実施するモニタリング調査で「新保々工業用地土地利用基本方針」におけるオオタカの生息環境が、事業対象区域に影響がないと確認されたとき

#### イ 事業に関する条件

- 1 未買収地を含む事業対象区域の土地所有は、別紙1のとおりです。四日市市仮登記の土地については、四日市市が土地購入済です。
- 2 未買収地については、提案者が土地所有者と交渉し買収手続きを行うものとします。
- 3 未買収地については、四日市市と土地所有者間で「新保々工業用地の事業化への協力に関する覚書」（別紙2）を交わしています。
- 4 本物件を購入し、整備する場合に掛かる測量及び登記等に必要な費用については、契約者の負担となります。
- 5 土地利用基本方針及び本募集要項に必要な手続きを記していますが、提案にあたっては提案者自身で関係法令、諸規則の確認を行ってください。
- 6 提案していただく土地利用計画は、「新保々工業用地土地利用基本方針」の「2. 整備、開発、保全の方針 2-1 土地利用の方針 (1)導入機能」に示している「製造系・物流系等の成長産業等の立地をターゲットにした業種」を想定しています。本市では、市街化調整区域において産業廃棄物処理施設は立地不可としていますので、基本方針に適合する業種の立地を提案してください。
- 7 事業対象区域の周辺には井戸を使用していることから、整備にあたって周辺環境に影響を及ぼすと考えられる行為を行う場合は、事前に周辺関係者と協議を行う等の対応を行ってください。
- 8 本事業で設置する公園・緑地及び調整池の管理は、「新保々工業用地土地利用基本方針」の「2. 整備、開発、保全の方針 2-2 基盤施設整備の方針 (2)公園・緑地・森林 ①公園・緑地、(3)その他施設 ②調整池」に示すとおり、事業者が管理することとしていますので留意してください。
- 9 対象区域の調整池から、古城川、名前川までの放水路の整備については、別途、四日市市が整備します。事業者が整備する調整池と調整が必要であるため、全体の整備スケジュールを円滑に進めるため四日市市と調整を行うこととします。
- 10 オオタカのモニタリング調査の実施については、「新保々工業用地土地利用基本方針」の「2. 整備、開発、保全の方針 2-3 自然環境保全及び景観形成の方針 (1)オオタカの生息環境の保全 ③営巣環境の維持」の内容に留意してください。

#### ウ 売買価格の決定

売買価格は、優先交渉権者決定後に土地売買仮契約を締結して、提案者が用地測量、分筆を実施します。その後、事業対象区域面積及び売買価格の決定のための覚書（売買額の決定）を締結した後、議会承認を経て本契約を締結した後に決定します。

#### エ 契約不適合責任

未買収地を含む事業対象区域の土地は、土地売買仮契約時の現状有姿での引き渡しとなりますが、旧養豚施設の残置物及び車庫に係る撤去・処分費については、四日市市が負担するものとするため、撤去にあたっては事前に協議するものとします。

なお、引き渡し後に、その他の残存する施設等を発見しても、売買代金の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は瑕疵修補の請求をすることができません。

#### オ 公序良俗に反する使用の禁止

- 1 契約者は、物件及び物件上に建設した建物（以下「提案募集物件等」という。）を暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはなりません。

- 2 契約者は、物件上の建物を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記1の定め  
に反する使用をさせてはなりません。

#### カ 風俗営業等の禁止

- 1 契約者は、物件の契約締結の日から起算して5年以内に物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、  
同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の  
用に使用してはなりません。
- 2 契約者は、物件上の建物を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記1の定め  
に反する使用をさせてはなりません。

#### キ 用途指定等の制限

契約者は、提案事業の履行にあたり次の項目を遵守しなければなりません。

- 1 用地売買契約締結の日から起算して3年以内に提案事業の用途に使用するための工事に着  
工しなければなりません。
- 2 用地売買契約締結の日から起算して6年以内に提案事業の用途に使用しなければなら  
ません。
- 3 用地売買契約締結の日から起算して6年以内に用途を変更してはいけません。なお、用地  
売買契約締結の日から起算して5年以内に提案事業に加えて新たな事業を実施する場合は、関  
連する法令を遵守のうえ、事前に市へ書面により協議しなければなりません。
- 4 なお、未買収地の買収交渉、オオタカの生息環境の確認が成就し、土地売買契約を締結した  
ときから起算するものとします。また、やむを得ない事由により事業の遂行が困難となる場合  
は、事前に市へ書面により協議するとともに、地元の説明をしなければなりません。

#### ク 実地調査

上記について、市が必要と認めるときは実地調査を行い、又は所要の報告若しくは資料の提出  
を求めることができるものとし、それに対し契約者は協力しなければなりません。

#### ケ 相隣関係

契約者は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとします。この場  
合、契約者は、市に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできません。

#### コ 違約金

売買額の決定後、不正な行為により売買物件を買い受けた場合、または、本要項の契約上の条  
件に定める対応を履行しない場合は、違約金として売買代金の20%を市が指定する日までに一  
括して支払わなければなりません。

#### サ 契約の解除

契約者が契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ契約を解除  
することができます。

また、造成計画に必要となる未買収地の買収交渉が不成立、オオタカの生息環境が事業区域内  
への移動により、事業実施が困難となり契約を解除する場合、土地売買仮契約締結後の測量及び

登記に要した費用については、四日市市との協議を行い公共積算等により精算します。

## 6 参加資格等

### (1) 応募者の資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす日本国内で法人登録をしている法人とします。ただし、同一事業者が複数の事業提案をすることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- イ 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税並びに四日市市税の滞納がない者であること。
- ウ 市における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、指名停止の条件に該当しないものであること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をいう。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者又はその経営に実質的に関与している者）が次のいずれかに該当する場合を含む。）でないこと。
  - 1 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者
  - 2 募集に付する市有地を暴力団の事務所、その敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
  - 3 自己若しくは自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
  - 4 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 5 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 6 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- カ 本プロポーザルは、「1 募集の趣旨」に示すとおり、新保々工業用地の土地活用事業を実施する事業協力者を決定することを目的としており、単独・共同での応募のいずれかは問わないが、提案者は土地活用に至るまでの測量、土地所有者や地元との調整、各種許認可、造成・建築までを一貫して実施できる者であること。

### (2) 共同での応募

共同事業者として複数の法人が共同して応募することもできます。この場合は、次の事項に留意してください。

- ア 共同事業者の名称を設定し、共同事業者の代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定めてください。優先交渉権者の選定後の協議は代表事業者と行います。なお、代表事業者の変更は、原則として認めません。
- イ 共同事業者を構成する法人のいずれかが、上記（1）の要件を満たしていない場合は、応募することができません。
- ウ 契約の締結にあたっては、代表事業者を契約の相手方とします。

エ 同一事業者が複数の共同事業者の構成員を兼ねることはできません。

### (3) 応募に際しての注意事項

ア 単独で応募するものは、共同応募の構成員となることはできません。また、共同応募の構成員が、単独で応募又は他の共同応募の構成員となることはできません。

イ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

ウ 提出書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的には使用しません。

エ 応募者は、提案計画の内容や市との協議事項、交渉内容等について、守秘義務を遵守することとし、市からの事前承諾なく、これらの内容を公表してはなりません。

オ 共同応募における責任の所在は、構成員のうち代表となる者（代表者）にあるものとします。このため市からの通知等については、代表者へ送付等するものとします。

## 7 提案の手続き

### (1) 募集要項の配布

募集要項は、令和6年7月10日（水）から四日市市ホームページ上で配布します。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1719463241041/index.html>

### (2) 現地確認

ア 事業対象区域の現地確認を希望する場合は、「9 受付窓口」に現地確認を実施する日程を提出して、許可証の交付を受けた上で、現地確認を行ってください。

イ なお、「新保々工業用地土地利用基本方針」の土地利用方針図に示す「オオタカ保全エリア」への立ち入りは禁止します。

ウ 現地確認申請書は四日市市ホームページからダウンロードして使用してください。

エ 期間は、令和6年7月10日（水）から令和7年1月10日（金）までとします。また、申請は令和6年12月27日（金）までとし、持参の場合は平日午前8時30分から午後5時15分まで、郵送の場合は締切日必着まで、電子メールの場合は締切日の午後5時15分到着までとします。なお、現地確認を実施する日程は許可書の交付手続きのため、申請日から3日以降としてください。

### (3) 参加表明書の受付

ア 応募者は、提案書の提出に先立って「参加表明書（様式1）」に所要の事項を記入し、③の受付期間内に郵送、持参又は電子メール（添付ファイル）のいずれかにて受付窓口宛に提出してください。

イ 様式1は四日市市ホームページからダウンロードして使用してください。

ウ 受付期間は、令和6年7月10日（水）から令和6年12月20日（金）までとし、持参の場合は平日午前8時30分から午後5時15分まで、郵送の場合は締切日必着まで、電子メールの場合は締切日の午後5時15分到着までとします。

エ 参加表明書を提出した応募者は公表しませんので、予めご了承ください。

オ 参加表明書を提出していない応募者からの企画提案書はいかなる理由があっても受付しませんので、予めご了承ください。

### (4) 質問書の受付・回答

ア 質問の方法



- 1 本募集要項等に関する質問がある場合は、「質問書（様式2）」に所定の事項を記入の上、受付窓口宛に電子メールで提出してください。
- 2 様式2は四日市市ホームページからダウンロードして使用してください。
- 3 受付期間は、令和6年7月10日（水）から令和6年12月13日（金）までとし、締切日の午後5時15分到着までとします。

#### イ 質問書の回答

- 1 質問に対する回答は、順次、質問した応募者に直接電子メールで回答するとともに、四日市市ホームページで随時公表します。
- 2 回答に当たっては、質問した応募者の名称は公表しません。
- 3 質問を受けてから回答までの期間は、約10日後となりますので、早めに質問していただきますようお願いいたします。

#### (5) 企画提案書の作成・提出

- ア 提出が必要な企画提案書は、様式3に基づいて作成してください。
- イ 必要な様式は四日市市ホームページからダウンロードして使用してください。
- ウ 提出期間は、令和6年7月10日（水）から令和7年1月10日（金）までとし、持参の場合は平日午前8時30分から午後5時15分まで、郵送の場合は締切日必着までとします。
- エ 提出期間内に企画提案書が提出されなかった場合は、いかなる理由があっても受付しませんので、予めご了承ください。
- オ 企画提案書を提出した応募者は公表しませんので、予めご了承ください。

#### (6) 提案書類の提出

提出が必要な提案書類は表1 提案書類のとおりです。様式集の様式に基づいて作成してください。

提案書類の提出は、正本1部、副本10部を提出してください。

#### (7) 辞退

- ア (3)の参加表明書の提出後、企画提案への参加を辞退する場合は、「参加辞退届（様式7）」に所定の事項を記入し、郵送、持参又は電子メールのいずれかにて、速やかに受付窓口宛に提出してください。
- イ 郵送又は電子メールで参加辞退届を提出した場合は、提出した旨を受付窓口まで電話にて連絡してください。
- ウ 様式7は四日市市ホームページからダウンロードして使用してください。
- エ 参加表明書の提出後、提出期間内に企画提案書が提出されなかった場合は、辞退したものとみなします。

#### (8) 閲覧資料

参加表明書を提出した提案者は、下記資料を閲覧できます。

閲覧期間は、令和6年7月10日（水）から令和6年12月13日（金）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

閲覧資料

- ・新保々工業用地造成事業に係る猛禽類の調査・保全対策の概要

希少猛禽類の営巣地等を示していることから、閲覧にあたっては秘密保持の誓約書を

提出してもらいます。

- ・新保々工業団地造成事業に伴う測量、調査、設計業務委託 古城川・名前川比流量の検討書  
過年度の比流量に関する検討資料であるが、参考として閲覧資料としています。現況  
が変化している可能性がありますので、ご了解の上、参考としてください。

## 8 企画提案書の審査

### (1) 審査体制

企画提案書は、市が別に定める委員により組織した「新保々工業用地土地活用事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により審査を行います。

### (2) 審査方法

ア 審査委員会の審査は、提出書類及び審査委員会へのプレゼンテーションにより実施します。

イ 審査委員会へのプレゼンテーションの開催日時、場所、時間等は、企画提案書の受付後に別途通知します。

ウ 表2 プロポーザル評価基準に基づく審査委員会の委員による審査結果により、各委員の評価点の合計が最も高い提案及び次点を選定します。選定結果を踏まえ、四日市市が優先交渉権者及び次点者を決定します。

エ 応募者が1者のみの場合でも、プレゼンテーションは実施します。

オ 最高点の者が複数の場合は、各委員の協議によって順位を決定します。

カ 次に該当する場合は、失格とし、審査委員会での審査は行いません。

- 1 応募者が参加者の資格を満たさなくなった場合（共同での応募の場合、構成員のいずれかが満たさなくなった場合を含みます。）
- 2 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- 3 契約の履行が困難と認められる場合
- 4 応募者が個別に選定委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- 5 応募者がプレゼンテーションに出席しない場合
- 6 その他審査委員会で、本事業の契約者として不適と判断された場合

キ いずれの提案も本事業の目的を達成すると認められない場合は、優先交渉権者を選定しない場合があります。

### (3) 選定結果の通知及び公表

ア 選定結果は、全ての応募者に書面にて通知します。

イ 選定結果の概要は、四日市市のホームページに公表します。

ウ 選定経過等に関する疑義照会及び質問等には一切応じません。

## 9 受付窓口

四日市市政策推進部政策推進課 担当 後藤

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

TEL 059-354-8112 FAX 059-354-3974

E-mail : seisakusuishin@city.yokkaichi.mie.jp

表 1 提案書類

提案書類	
様式 1	参加表明書
様式 2	質問書
様式 3	企画提案書
様式 4	事業者概要書
様式 5	類似業務実績
様式 6	参加辞退届
様式 7	誓約書 1
様式 8	誓約書 2
様式 9	入札書

表2 プロポーザル評価基準

評価項目	評価内容	配点
1. 事業コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案の内容は、土地利用基本方針と整合性がとれているか。</li> </ul>	10点
2. 提案者の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的かつ効果的に事業を管理・遂行する企画力、技術力、経営基盤、資金調達能力、組織体制を備えているか。</li> <li>造成事業、企業誘致に係る知見、専門性、経験、実績を備えているか。</li> </ul>	10点
3. 土地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新保々工業用地土地利用基本方針」に適合した提案となっているか。</li> <li>土地利用計画について、自然環境、生態系に配慮した計画となっているか。</li> <li>周辺地域との調和に配慮した計画となっているか。</li> <li>オオタカの生息環境の保全の取組みがあるか。</li> <li>道路、公園、調整池等のインフラ整備に関する提案事項は、整備後の維持管理を踏まえて、工業用地としての特性に応じた各種基準を満足するものとし、評価対象外とする。</li> </ul>	35点
4. 事業計画・事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>測量、造成から誘致企業の操業開始までの実施内容及びスケジュールが具体的に示されているか。</li> <li>誘致企業の操業開始まで期間について、期間短縮を踏まえたスケジュールとなっているか。</li> <li>実施可能なスケジュールとなっているか。</li> <li>誘致企業の立地の確実性が確認できるか。</li> <li>事業収支計画が現実的な計画となっているか。</li> <li>用地の取得、進出企業との調整その他諸条件の進捗・変化に柔軟に対応可能であり、事業の継続性が高い事業計画となっているか。</li> </ul>	30点
5. 事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市内で域内調達が図られることで、地域経済の活性化と雇用が見込まれるか。</li> </ul>	10点
6. 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、地域貢献の提案について加点する。</li> </ul>	5点
合 計		100点
7. 入札額	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価点＝配点×{1－(最高入札額－該当入札額)÷(最高入札額－最低売買単価)}</li> </ul>	50点
総 合 計		150点

## 土地の表示

四日市市 地内

所在地	現況地目	面積(㎡)	所有者氏名	摘要
中野町字高原1580番26	山林	234	四日市市	一部を売り払い
中野町字高原1580番27	畑	704	個人	未買収地
中野町字高原1580番53	畑	5157	個人	未買収地
市場町字樋口2882番1	山林	68410	四日市市	一部を売り払い
西村町字高原4069番	原野	899	四日市市	
西村町字高原4070番	ため池	419	四日市市	
西村町字高原4071番	ため池	476	四日市市	
西村町字高原4072番	田	79	四日市市	
西村町字高原4073番	田	406	四日市市	
西村町字高原4074番	山林	115	四日市市	
西村町字高原4075番	原野	492	四日市市	
西村町字高原4075番1	田	66	四日市市	
西村町字高原4076番	田	370	四日市市	
西村町字高原4077番	田	284	四日市市	
西村町字高原4078番	田	254	四日市市	
西村町字高原4079番	田	733	四日市市	
西村町字高原4080番	田	161	四日市市	一部を売り払い
西村町字高原4081番	原野	925	四日市市	
西村町字高原4082番1	原野	168	四日市市	
西村町字高原4082番2	田	1411	四日市市	
西村町字高原4082番3	畑	2284	個人	未買収地
西村町字高原4082番4	畑	512	四日市市	
西村町字高原4082番5	田	1338	個人	四日市市仮登記(支払済)
西村町字南高原4085番	山林	5943	四日市市	
西村町字高原4086番7	山林	6376	個人	未買収地
西村町字高原4086番12	山林	3652	四日市市	
西村町字高原4086番13	山林	1801	四日市市	
西村町字高原4086番14	山林	1269	四日市市	
西村町字高原4086番15	山林	1507	四日市市	
西村町字高原4086番16	山林	2998	四日市市	
西村町字高原4086番17	山林	816	四日市市	
西村町字高原4086番19	山林	1180	四日市市	
西村町字高原4086番20	山林	1900	四日市市	
西村町字高原4086番21	山林	5735	四日市市	
西村町字高原4086番22	山林	5130	四日市市	
西村町字高原4086番28	宅地	1983	四日市市	
西村町字高原4086番29	畑	4819	個人	四日市市仮登記(支払済)
西村町字高原4086番30	山林	2257	四日市市	
西村町字高原4086番34	山林	3448	個人	未買収地
西村町字高原4086番35	山林	473	四日市市	
西村町字高原4086番36	山林	2843	四日市市	
西村町字高原4086番47	山林	293	四日市市	
西村町字高原4086番48	山林	1536	四日市市	
西村町字高原4086番51	山林	173	四日市市	
西村町字高原4086番52	山林	108	四日市市	
西村町字高原4086番53	山林	254	四日市市	
西村町字高原4086番54	山林	761	四日市市	
西村町字高原4086番55	山林	144	四日市市	
西村町字高原4086番56	山林	174	四日市市	
西村町字高原4086番57	山林	140	四日市市	
西村町字高原4086番58	山林	201	四日市市	

土地の表示

四日市市 地内

所在地	現況地目	面積 (m <sup>2</sup> )	所有者氏名	摘要
西村町字高原4086番59	山林	115	四日市市	
西村町字高原4086番60	山林	144	四日市市	
西村町字高原4086番61	山林	144	四日市市	
西村町字高原4086番62	山林	184	四日市市	
西村町字高原4086番63	山林	201	四日市市	
西村町字高原4086番64	山林	144	四日市市	
西村町字高原4086番65	山林	432	四日市市	
西村町字高原4086番67	山林	335	四日市市	
西村町字高原4086番69	山林	232	四日市市	
西村町字西高原4087番1	原野	1,590	四日市市	
西村町字西高原4087番2	原野	3,143	四日市市	
西村町字西高原4087番26	原野	6,866	四日市市	
西村町字西高原4087番27	原野	5,023	四日市市	
西村町字西高原4087番48	原野	137	四日市市	
中野町字高岡2220番37	畑	209	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番31	雑種地	826	個人	未買収地
中野町字高岡2221番63	畑	773	四日市市	
中野町字高岡2221番74	宅地	2.8	四日市市	
中野町字高岡2221番75	宅地	35.3	四日市市	
中野町字高岡2221番76	畑	383	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番77	山林	79	四日市市	
中野町字高岡2221番78	畑	151	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番79	畑	7.5	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番81	畑	234	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番82	畑	239	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番83	畑	176	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番84	畑	7.24	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番85	畑	14	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番87	畑	183	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番88	畑	315	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番89	畑	87	四日市市	農地転用許可所得済み
中野町字高岡2221番90	畑	32	四日市市	農地転用許可所得済み
合計		166,254.84	事業区域面積	約13ha

## 新保々工業用地の事業化への協力に関する覚書

四日市市（以下、「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、新保々工業用地の事業化に関し以下のとおり相互に協力することに合意したので本覚書を締結する。

（目的）

第1条 近年の企業の立地需要に対し、甲及び乙は相互に協力し、民間活力を用いて新保々工業用地を造成し、企業誘致することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条に定める目的を達成するため、甲は民間の事業者を選定するとともに、甲が所有する土地を事業者売り払う。また、乙は甲が選定した事業者に対し、造成に必要な乙の土地について売り払うことを検討する。

（有効期間）

第3条 本覚書の有効期間は、甲が選定した事業者に、造成に必要な乙の土地の売り払いが成立するまでとする。ただし、甲及び乙のいずれか又は双方が期間の終了を意思表示した場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第4条 本覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、相互信頼の原則に基づき、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

以上、甲と乙は、本覚書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

不動産の表示

乙土地 四日市市〇〇

令和5年 月 日

甲 四日市市諏訪町1番5号  
四日市市  
四日市市長 森 智広

乙 〇〇〇〇  
〇〇 〇〇

# 位置図

